



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

固定資産評価審査委員の適格性 ～福岡地裁、委員の兼職を認めず～

土地の固定資産税の評価額が不当に高額であるとして、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をしたところ、委員会は棄却の決定をし、これを不服として、決定処分取消しを求めて不動産鑑定士・税理士の提起した本人訴訟で、福岡地裁は、原告勝訴の判決を言い渡しました。

この訴訟で争われたのは、市から評価額の鑑定を請け負った不動産鑑定士協会の役員が、評価について審査する審査会の審査委員になるのは、地方税法第 425 条第 2 項の兼職禁止規定に違反するか否かという点にありました。(平 13.10.1 福岡地裁)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

不動産鑑定士・税理士である原告は、自己の所有する土地 410㎡ の平成 9 年度固定資産課税台帳の登録価格につき、福岡市固定資産評価審査委員会に対し、審査の申し出をしたところ、委員会はこれを棄却しました。

しかし、被告の構成員である審査委員の一人が、福岡市から標準宅地の鑑定評価を請け負った社団法人福岡県不動産鑑定士協会の監事を兼職しており、これは地方税法第 425 条第 2 項に違反しているとして訴えを提起しました。

福岡地裁は、

1 地方税法 425 条 2 項の趣旨

法が、固定資産の登録価格についての不服審査を、評価・課税の主体である市町村長から独立した第三者機関である審査委員会に行わせることとしているのは、中立の立場にある審査委員会に審査を行わせることによって、固定資産の評価の客観性を担保し、納税者の権利を保護するとともに、固定資産税の適正な賦課を期そうとするものである。

2 福岡市と鑑定士協会の委託契約の「請負」該当性について

法 425 条 2 項の趣旨からすれば、「請負」は必ずしも営利性を要しないと解すべきであるから、本件委託契約は民法上の「請負」契約に該当すると認められる。

3 鑑定士協会は地方税法にいう「主として同一の行為をする法人」に該当するか

鑑定士協会の一般会計との合計収入に対する固定資産税評価特別会計の占める割合は、89%にのぼり、外見上は、固定資産評価員に準ずる立場にあるといつても過言でなく、審査委員の職務執行の公正及び中立性の見地からは軽視し得る割合ではないことを考慮すれば、本件委託契約は鑑定士協会の業務の主要部分を占め、その重要度が審査委員の構成及び中立性を損なうおそれが典型的に高いと認められ、福岡市から請け負った本件委託契約に基づく業務はきわめて重要であって、鑑定士協会は「主として同一の行為をする法人」に該当する。

4 鑑定士協会監事の法 425 条 2 項の「監査役又はこれらに準ずべき者」該当性

鑑定士協会の監事の業務内容は、会計監査と業務監査にわたり、商法上の監査役に準ずる意義及び職務権限を有するものであると認められるから「監査役又はこれらに準ずる者に該当する。

と、詳細な検討を行った上で、「以上によれば、本件決定は法 425 条 2 項に違反しているといわざるを得ない。」と判示しました。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

原告の税理士からは、税理士法改正により出廷陳述権を得た税理士が、その役割を果たす上で参考になれば幸いであるとのメッセージが添えられています。

……………(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判 50 頁)が必要な方は、送料実費とも 1,500 円(税込み)で頒布しますので下記までご一報ください。

JUSTAX 第 99 号(平成 13 年 10 月 10 日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-2 モリタニビル／TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628